

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託（4件）【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 2
- 徴収事務の委託【小倉北区役所まちづくり整備課】 7
- 道路の供用廃止【建設局総務部管理課】 8
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 9

◇ 訓 令

- 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築部電気設備課】 10

◇ 訂 正

- 第4366号の訂正【総務局総務部文書課】 11

北九州市告示第 96 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九メンテ協同組合	北九州市小倉北区下 到津二丁目 7 番 6 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 97 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
KNT-CTホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目14番17号	
ひろでん中国新聞旅行株式会社	広島市中区胡町3番19号	
宇部市交通局	山口県宇部市大字善和203番地90	
株式会社防長トラベル	山口県周南市有楽町23番地	
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	
ホテルマネージメントインターナショナル株式会社ホテルクラウンパレス北九州	北九州市八幡西区東曲里町3番1号	
大和リゾート株式会社 Active Resorts 福岡八幡	北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号	
堀川トラベルサービス株式会社	福岡県八女市本村347番地1	
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1	
祐徳自動車株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地	

株式会社西肥バス旅行社	長崎県佐世保市白南風町8番17号
島鉄観光株式会社	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1
大分交通株式会社	大分県大分市新川西8組の3
株式会社石見観光	島根県益田市駅前町17番2号
長崎県営バス観光株式会社	長崎県長崎市大黒町3番1号
九州産交ツーリズム株式会社	熊本市中央区花畑町4番3号
株式会社阪急交通社	大阪市北区梅田二丁目5番25号
長崎バス観光株式会社	長崎県長崎市滑石四丁目6番33号
西日本観光旅行株式会社	北九州市小倉北区京町三丁目14番11号
株式会社イワミツアー	島根県益田市幸町2番63号
株式会社オリオンツアー	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
株式会社ヒューマングループ	長崎県佐世保市早岐三丁目12番6号

北九州市告示第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北九州市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
2122	大里東 37号 線	門司区大里東一丁目38番か ら 門司区大里東一丁目1番1地 先まで	平成31年3月28日
2127	大里東 42号 線	門司区大里東一丁目1番1か ら 門司区大里東一丁目1番1ま で	平成31年3月28日

北九州市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1619	清水3号線	前	小倉北区清水二丁目230 9番5地先から 小倉北区清水二丁目375 番2地先まで	7.7	15.0
		後	小倉北区清水二丁目230 9番5から 小倉北区清水二丁目375 番2地先まで	9.2 ～ 11.9	16.1

北九州市訓令第 1 号

北九州市教育委員会訓令第 1 号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和 4 2 年 ^{北九州市訓令第 7 号}
_{北九州市教育委員会訓令第 1 号}）

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、病院局」を削る。

付 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 3 1 年	第 4 3 6 6 号	1	目次の 8 行目	総務局総務部文 書館	文書館